

総務委第2-4号 盛土材搬出業務委託 仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、盛土材搬出業務（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務の内容)

第2条 本業務は、燕・弥彦総合事務組合水道局（以下「水道局」という。）で保管する盛土材の搬出業務（仮置き場所（燕市砂子塚地内）から受渡し場所まで）とする。ただし、表土の一部については処分を行うものとする。

(業務委託期間)

第3条 業務委託期間は、契約締結の日から令和3年3月26日までとする。委託期間中に搬出業務に係る全ての手続が完了すること。

(業務の履行義務)

第4条 受託者は、契約書、本仕様書及び関係図書に基づき、効率的、経済的かつ適正に搬出業務を履行しなければならない。

(盛土材の性状等)

第5条 搬出業務の対象となる盛土材の性状等は次のとおり。

- (1) 燕市内の公共工事で生じた建設発生土である。
- (2) コーン指数は400kN/m²以上（第3種～第2種建設発生土）の細粒分質礫質砂である。
- (3) 予定数量は、下記のとおりとする。

受 渡 し 場 所	予 定 数 量	運 搬 時 期
県央公燕工第2-1号 小関産業団地盛土工事	4,500m ³	令和2年11月上旬～11月中旬
県央公燕工第2-2号 (予定・仮称) 燕市物流センタ ー地内産業用地造成工事	1,500m ³	令和3年3月上旬～3月中旬
発生土処分場 (民間受入地)	800m ³	準備完了後ただちに

ただし、数量は第13条の実績数量により増減を行うものとし、詳細な日程は、契約後の調整により決定する。

- (4) 仮置き場所における運搬車両への盛土材の積込みは本業務に含むものとする。

(盛土材の受渡し)

第6条 第5条に掲げる盛土材の受渡し場所は、下記のとおりとする。

受 渡 し 場 所	位 置	運 搬 距 離
県央公燕工第2-1号 小関産業団地盛土工事	燕市小関地内	約8.4km
県央公燕工第2-2号 (予定・仮称) 燕市物流センタ ー地内産業用地造成工事	燕市小池地内	約6.1km
発生土処分場 (民間受入地)	燕市下栗生津地内	約5.4km

- 2 前項の受渡し場所における整地等は含まず、荷下ろしまでが本業務の対象とする。
- 3 表土の処分単価は、積算条件として2,600円/m³を計上しているが、処分先等に変更が生じた場合は、水道局と協議のうえ決定する。

(盛土材の搬出可能日等)

第7条 前条第1項の受け渡し場所までの盛土材搬出可能時間については、原則として次のとおりとする。ただし、水道局の指示により搬出時間等を変更する場合は、その指示に従うものとする。

(1) 原則として、平日とする。なお、平日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く日とする。

(2) 搬出時間は原則として、午前8時30分から午後5時とする。

(運搬車両等)

第8条 盛土材の搬出に使用する車両等は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」に準拠した車両表示を行い、土砂等の流出及び飛散のない構造とする。

(業務管理)

第9条 受託者は、業務に必要な従業員等を確保し、業務に支障をきたさないよう努めるものとする。

2 受託者は、搬出計画を作成し、日当たり運搬量や搬出経路について、水道局の確認を受けるものとする。

3 受託者は、土砂伝票（発生側の搬出証明、受入側の搬入確認書など）及び搬出土量の集計表を作成し、水道局に提出すること。なお、様式は自由とする。

4 処分先での計量により確認した数量をマニフェスト等にて管理・報告すること。

(安全管理)

第10条 受託者は、業務の履行にあたり労働基準法（昭和29年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

2 搬出業務にあたって、その経路にあたる自治体等が事前協議や協定等により安全管理に関する点検・測定等の条件がある場合は、それらの事項を遵守しなければならない。

3 盛土材の搬出に際し、安全対策費として、第5条の各運搬時期において、交通誘導員を20人日（1人×10日間配置×2回）見込むこと。

(運搬の変更)

第11条 受託者は、受託者が行う搬出業務が環境上又は安全上適切でないと判断したときは、運搬方法の変更を求めることができる。また、受託者はこれに従わなければならない。

(損害賠償及び補償)

第12条 受託者は、搬出業務の履行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負わなければならない。

(数量の確認)

第13条 受渡し数量の確認は、第9条第3項の提出しをもとに、運搬車両の積載量および実績台数によって算定し、その結果を水道局に提出すること。

(故障事故報告)

第14条 受託者は、業務の履行にあたり支障となる故障、事故等の不測の事態が生じた場合、又は生じる恐れがある場合は、直ちに水道局に報告しなければならない。

(業務実施にあたっての留意事項)

第15条 搬出経路図を提出するものとし、その経路に土砂等が脱落、飛散しないよう万全の処置を講じるとともに、交通法規等を遵守して搬出しなければならない。また、万一事故等により脱落、飛散した場合は、受託者が全ての責任を負い処理するものとする。

（資格を要する業務）

第16条 受託者は、搬出業務を履行するにあたり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。

（業務完了報告及び履行の確認）

第17条 受託者は、各受渡し場所への搬出業務が完了した後、直ちに業務報告書を作成し、水道局に提出しなければならない。

（疑義等の解決）

第18条 受託者は、本仕様書等に定める事項について疑義が生じた場合には、水道局と協議のうえ決定する。

位置図

縮尺:1/10,000

(盛土材仮置き場所)



